

平成 28 年 3 月
平成 28 年第 1 回 栃木市議会定例会
議案説明書（その 2）

栃木市

番 号 件 名

議案第33号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第34号	栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第35号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	30
議案第36号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第37号	栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第38号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	54
議案第39号	栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第40号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	70
議案第41号	栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第42号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第43号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第44号	栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について	130
議案第45号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	140
議案第46号	都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例 の制定について	143
議案第47号	市道路線の廃止について	144
議案第48号	市道路線の認定について	146
議案第49号	財産の無償貸付けについて	147
議案第50号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	150
議案第51号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	151
議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	153
議案第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	155

議案第 54 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	157
議案第 55 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	159
議案第 56 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	161
議案第 57 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	164
議案第 58 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	166

(高齢福祉課)

議案第33号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置を義務付けること。

(第40条関係)

2 規定の整理を行うこと。(第63条、第66条及び第87条関係)

3 引用条項の整理を行うこと。

(第6条、第8条から第10条、第45条、第46条、第48条、第49条、第65条、第72条、第75条及び第86条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第33号（高齢福祉課）

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

現	行
(従業者の員数)	
第6条 1～3 略	
4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。） <u>第62条第1項</u> に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。	
5・6 略	
7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例 <u>第62条第1項から第6項まで</u> に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第8条 1～4 略	
5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において	

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

(従業者の員数)

第6条 1～3 略

4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第99条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第8条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5・6 略

7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第99条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第8条 1～4 略

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において

現	行
て一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
(従業者の員数)	
第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第152条の規定を満たすために必要な数以上とする。	
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指	

改 正 案

て一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第102条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第139条、第159条若しくは第179条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指

現 行
定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、 <u>指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項</u> に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(利用定員等)
第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(地域との連携等)
第40条

改 正 案

定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第102条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、

現 行

略

2 略

(記録の整備)

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(従業者の員数等)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するため）に指定介護予防小規模多機能

改 正 案

介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 略

4 略

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型

現 行
<p>型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。) を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第<u>83条第1項</u>に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第<u>82条</u>に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準條</p>

改 正 案

居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。) を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。) の提供に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準條

現	行
	<p>例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所をいう。)であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>
8	<p>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する看護小規模多機能居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>
9～12	略
13	<p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p>
第46条	略
2	<p>前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。</p>
3	前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20

改 正 案

例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する看護小規模多機能居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9～12 略

13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 略

2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第220条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20

現	行
	条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例 <u>第194条</u> に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
	(登録定員及び利用定員)
第48条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例 <u>第83条第1項</u> に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。
2 略	
	(設備及び備品等)
第49条 1～4	略
5	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例 <u>第87条第1項から第4項まで</u> に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	(地域との連携等)
第63条	<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1</u>

改 正 案

条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第112条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 略

（設備及び備品等）

第49条 1～4 略

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第116条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第63条 削除

現 行
<u>項に規定する地域包括支援センター職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u>
<u>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u>
<u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならぬ。</u>
<u>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u>
<u>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>
(記録の整備)
第65条 略
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(7) 略
(8) <u>第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>
(準用)
第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条の規定は、指定介護

改 正 案

(記録の整備)

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、
第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条までの規定は、指定

現 行
<p>予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例<u>第111条第1項</u>に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例<u>第110条</u>に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>
<p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が</p>

改 正 案

介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第138条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2・3 略

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が

現 行
併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
5～9 略
10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第3節 設備に関する基準
第75条 1～6 略
7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第114条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(記録の整備)
第86条 略
2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(6) 略
(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

改 正 案

併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第112条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5～9 略

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第75条 1～6 略

7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第142条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

現	行
<p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第57条、第60条、<u>第62条及び第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u> </p>	

改 正 案

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(商工観光課)

議案第34号

栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

勤労青少年福祉法の一部改正及び利用者の上限年齢の見直しに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 勤労青少年福祉法に係る引用条項を削ること。（第1条関係）
- 2 利用者の範囲を15歳以上40歳未満のものに改めること。
(第5条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第34号（商工観光課）

栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(設置)

第1条 勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的として、勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)第15条第1項の規定に基づき、栃木市勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）を設置する。

(利用者の範囲)

第5条 青少年ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者で15歳以上35歳以下のもの
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者で15歳以上35歳以下のもの
- (3) 略
- (4) 略

改 正 案

(設置)

第1条 勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、栃木市勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）を設置する。

(利用者の範囲)

第5条 青少年ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者で15歳以上40歳未満のもの
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者で15歳以上40歳未満のもの
- (3) 略
- (4) 略

(水道業務課)

議案第35号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

提案理由

企業職員の勤勉手当の支給に関し、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することに
ついて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

勤務成績を人事評価の結果及び勤務の状況に改めること。

(第14条関係)

[参考条文]

議案第20号と同じ。

議案第35号（水道業務課）

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(勤勉手当)	
第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の <u>勤務成績</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。	

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

改 正 案

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(建築課)

議案第36号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 既存住宅に係る長期優良住宅認定申請手数料を定めること。

(別表第2関係)

2 規定の整理を行うこと。(別表第2関係)

〔参考条文〕

議案第20号と同じ。

議案第36号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行																				
別表第2（第2条関係）																				
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額																		
1～40 略																				
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	<p><u>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料</u></p> <p>(1) <u>長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査</u></p> <p>ア <u>当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。43の項において同じ。)の添付があった場合</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請部分の種類及び戸数</th> <th>申請1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建て住宅</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>共同建築物全体の戸数が5戸以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>住宅建築物全体の戸数が5戸を超え10等戸以内</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内</td> <td>177,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内</td> <td>563,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物全体の戸数が200戸を超えるもの</td> <td>790,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請部分の種類及び戸数	申請1件につき	一戸建て住宅	18,000円	共同建築物全体の戸数が5戸以内のもの	35,000円	住宅建築物全体の戸数が5戸を超え10等戸以内	57,000円	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内	100,000円	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内	177,000円	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内	306,000円	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内	563,000円	建築物全体の戸数が200戸を超えるもの	790,000円	
申請部分の種類及び戸数	申請1件につき																			
一戸建て住宅	18,000円																			
共同建築物全体の戸数が5戸以内のもの	35,000円																			
住宅建築物全体の戸数が5戸を超え10等戸以内	57,000円																			
建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内	100,000円																			
建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内	177,000円																			
建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内	306,000円																			
建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内	563,000円																			
建築物全体の戸数が200戸を超えるもの	790,000円																			

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額																
1～40 略																		
41 長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	<p>長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 次に掲げる審査の区分1及び2に定める金額を合算した金額</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。</p> <p>(2) 及び43の項において同じ。)の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建て住宅の場合 18,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>申請1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5戸以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸を超え10戸以内</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸を超え30戸以内</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>30戸を超え50戸以内</td> <td>177,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸を超え100戸以内</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸を超え200戸以内</td> <td>563,000円</td> </tr> <tr> <td>200戸を超えるもの</td> <td>790,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ア以外のうち品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	建築物全体の戸数	申請1件につき	5戸以内のもの	35,000円	5戸を超え10戸以内	57,000円	10戸を超え30戸以内	100,000円	30戸を超え50戸以内	177,000円	50戸を超え100戸以内	306,000円	100戸を超え200戸以内	563,000円	200戸を超えるもの	790,000円	
建築物全体の戸数	申請1件につき																	
5戸以内のもの	35,000円																	
5戸を超え10戸以内	57,000円																	
10戸を超え30戸以内	100,000円																	
30戸を超え50戸以内	177,000円																	
50戸を超え100戸以内	306,000円																	
100戸を超え200戸以内	563,000円																	
200戸を超えるもの	790,000円																	

現 行

イ ア以外の場合のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合

申請部分の種類及び戸数		申請1件につき
一戸建て住宅		19,000円
共同建築物全体の戸数が5戸以内のもの		57,000円
住宅建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内		92,000円
建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内		174,000円
0戸以内		
建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内		302,000円
0戸以内		
建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内		477,000円
200戸以内		
建築物全体の戸数が200戸を超えるもの		874,000円

ウ ア及びイ以外の場合

申請部分の種類及び戸数		申請1件につき
一戸建て住宅		45,000円
共同 建築物全体の戸数が5戸以内のもの		107,000円
住宅 建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内		171,000円
建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内		337,000円
0戸以内		
建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内		605,000円
0戸以内		

改 正 案

(7) 一戸建て住宅の場合 19,000円

(1) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請 1 件につき
5戸以内のもの	57,000円
5戸を超える10戸以内	92,000円
10戸を超える30戸以内	174,000円
30戸を超える50戸以内	302,000円
50戸を超える100戸以内	477,000円
100戸を超える200戸以内	874,000円
200戸を超えるもの	1,204,000円

ウ ア及びイ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建て住宅の場合 45,000円

(1) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

建築物全体の戸数	申請 1 件につき
5戸以内のもの	107,000円
5戸を超える10戸以内	171,000円
10戸を超える30戸以内	337,000円
30戸を超える50戸以内	605,000円
50戸を超える100戸以内	1,041,000円
100戸を超える200戸以内	1,923,000円
200戸を超えるもの	2,742,000円

(2) (1)以外の場合

ア 当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合

現 行

建築物全体の戸数が50戸を超え 100戸以内	1, 041, 000円
建築物全体の戸数が100戸を超え 200戸以内	1, 923, 000円
建築物全体の戸数が200戸を超えるもの	2, 742, 000円

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査

ア 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

申出部分の面積の合計	申出1件につき
30平方メートル以内のもの	9, 000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内	15, 000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内	23, 000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内	37, 000円
500平方メートルを超え1, 000平方メートル以内	66, 000円
1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内	94, 000円
2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内	190, 000円
10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内	310, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	560, 000円

改 正 案

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 一戸建て住宅の場合 26,000円

(1) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<u>建築物全体の戸数</u>	<u>申請 1 件につき</u>
<u>5戸以内のもの</u>	<u>49,000円</u>
<u>5戸を超える10戸以内</u>	<u>80,000円</u>
<u>10戸を超える30戸以内</u>	<u>141,000円</u>
<u>30戸を超える50戸以内</u>	<u>247,000円</u>
<u>50戸を超える100戸以内</u>	<u>428,000円</u>
<u>100戸を超える200戸以内</u>	<u>787,000円</u>
<u>200戸を超えるもの</u>	<u>1,104,000円</u>

イ ア以外の場合

(7) 一戸建て住宅の場合 63,000円

(1) 共同住宅等の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<u>建築物全体の戸数</u>	<u>申請 1 件につき</u>
<u>5戸以内のもの</u>	<u>149,000円</u>
<u>5戸を超える10戸以内</u>	<u>240,000円</u>
<u>10戸を超える30戸以内</u>	<u>472,000円</u>
<u>30戸を超える50戸以内</u>	<u>846,000円</u>
<u>50戸を超える100戸以内</u>	<u>1,455,000円</u>
<u>100戸を超える200戸以内</u>	<u>2,688,000円</u>
<u>200戸を超えるもの</u>	<u>3,833,000円</u>

2 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査 次に掲げる審査の区分(1)、(2)及び(3)に定める金額を合算した金額

(1) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合

現 行

イ 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定

適合性判定部分の床面積の合計	適合性判定 1棟につき	
	建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合	建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外の方法によって確かめられる安全性を有する場合
1,000 平方メートル以内のもの	115,350 円	166,800 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	143,700 円	222,450 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	157,350 円	255,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内	199,350 円	336,900 円
50,000 平方メートルを超えるもの	337,950 円	619,350 円

ウ 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する建築基準

関係規定に適合するかどうかの審査

種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇降機以外）	15,000 円
小荷物専用昇降機	7,000 円

改 正 案

するかどうかの審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める
金額

申出部分の床面積の合計	申出 1 件につき
30 平方メートル以内のもの	9, 000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル 以内	15, 000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メート ル以内	23, 000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メート ル以内	37, 000 円
500 平方メートルを超え 1, 000 平方メ ートル以内	66, 000 円
1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平 方メートル以内	94, 000 円
2, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以内	190, 000 円
10, 000 平方メートルを超え 50, 00 0 平方メートル以内	310, 000 円
50, 000 平方メートルを超えるもの	560, 000 円

(2) 法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって
確かめられる安全性を有する場合

適合性判定部分の床面積の合計	適合性判定 1 棟につき
1, 000 平方メートル以内のもの	115, 350 円
1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平 方メートル以内	143, 700 円
2, 000 平方メートルを超え 10, 000	157, 350 円

現 行

(2)に係る手数料の額にあっては、ア、イ及びウに係る手数料を合算した額とし、長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料の額にあっては、申請1件につき、(1)及び(2)に係る手数料を合算した額とする。

4 2 略 略

4 3 長期優
良住宅普及
促進法第8
条第1項の
規定に基づ
く長期優良
住宅建築等
計画の変更
の認定 1 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合）

(1) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査

ア 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合

4 1の項(1)アに規定する額の2分の1に相当する額

イ ア以外の場合

改 正 案

平方メートル以内

<u>10,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>199,350円</u>
<u>0平方メートル以内</u>	
<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>337,950円</u>

イ ア以外の場合

<u>適合性判定部分の床面積の合計</u>	<u>適合性判定 1棟につき</u>
<u>1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>166,800円</u>
<u>1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内</u>	<u>222,450円</u>
<u>2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内</u>	<u>255,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内</u>	<u>336,900円</u>
<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>619,350円</u>

(3) 法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 1基の建築設備ごとに15,000円(小荷物専用昇降機については7,000円)

42 略	略
43 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	1 長期優良住宅普及促進法第5条第1項又は第3項の規定に基づく申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合 次に掲げる審査の区分(1)及び(2)に定める金額を合算した金額
	(1) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 新築の場合
	(7) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付が

現 行

4 1の項(1)イに規定する額の2分の1に相当する額

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定に基づく申出の審査

ア 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、4 1の項(2)のアに規定する額

イ 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定

4 1の項(2)のイに規定する額

ウ 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇降機以外）	15,000円
建築設備の計画の変更（小荷物専用昇降機以外）	8,000円
小荷物専用昇降機	7,000円
小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円

(2)に係る手数料の額にあっては、ア、イ及びウに係る手数料を合算した額とし、1に係る手数料の額にあっては、申請1件につき、(1)及び(2)に係る手数料を合算した額とする。

2 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（長期優良住宅普及促進法第5条第2項の規定に基づく申請により長期優良住宅等計画の認定を受けた場合）

改 正 案

あつた場合 4 1 の項 1 (1) アに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

- (イ) (ア) 以外の場合のうち品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書の添付があつた場合 4 1 の項 1 (1) イに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額
- (ウ) (ア) 及び(イ) 以外の場合 4 1 の項 1 (1) ウに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

イ ア以外の場合

(ア) 当該長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合 4 1 の項 1 (2) アに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(イ) (ア) 以外の場合 4 1 の項 1 (2) イに規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(2) 長期優良住宅普及促進法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出の審査 次のア、イ及びウに係る金額を合算した金額

ア 法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1、床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、4 1 の項 2 (1) に規定する金額

イ 法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定 4 1 の項 2 (2) に規定する金額

ウ 法第 87 条の 2 の規定に基づく建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 当該変更に係る 1 基の建築設備ごとに 8,000 円（小荷物専用昇降機については、6,000 円）、新たに設置する建築設備にあっては 4 1 の項 2 (3) に規定する金額

2 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 2 項の規定に基づく申請により長期優良

現 行	
<u>1に規定する額を当該変更の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）</u>	
4 4 都市の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律</u>第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
4 5 略	略

改 正 案

住宅等計画の認定を受けた場合 1に規定する額を当該変更の申請に係る認定申請対象住戸数で除して得た金額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

4 4 都市の低炭素建築物次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 略 (2) 略 2 略
4 5 略	略

(建築課)

議案第37号

栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、栃木市建築審査会の委員の任期を定めるため、栃木市建築審査会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市建築審査会の委員の任期を2年とすること。

(第1条及び第3条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第37号（建築課）

栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例

現	行
(趣旨)	
第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、栃木市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に關し必要な事項を定めるものとする。	
第3条～第10条 略	

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、栃木市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に關し必要な事項を定めるものとする。

第3条～第10条 略

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、栃木市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合であっても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

第4条～第11条 略

(建築課)

議案第38号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

千塚産業団地地区計画及び静戸中央西地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 建築物の用途等に関する制限が適用される地区整備計画区域に、千塚産業団地地区整備計画区域及び静戸中央西地区整備計画区域を加えること。

(別表第1関係)

2 千塚産業団地地区整備計画区域及び静戸中央西地区整備計画区域における、建築物の用途の制限等を定めること。(別表第2関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第38号（建築課）

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、別表第2に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(う)欄に掲げる数値以下でなければならない。

別表第1(第3条関係)

地区整備計画区域	区 域
略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木 都市計画栃木駅南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められた区域

改 正 案

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(う)欄に掲げる数値以下でなければならない。

別表第1(第3条関係)

地区整備計画区域	区 域
略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木 都市計画栃木駅南部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
千塚産業団地地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木 都市計画千塚産業団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
静戸中央西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木 都市計画静戸中央西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

現 行

別表第2 (第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
下皆川・富田地区整備計画区域	A 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号 に掲げるもの			1, 0 00 平 方メー トル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(隅切り部分を除く。)及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (3) 高さ3メートル以下の車庫(ただし、開放性のあるもので、屋根を透光性のある材質で	20メートル なお、市道○503号線に接する敷地内における建築物の各部分の高さは、市道○503号線の道路境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたもの以下とする。
	B 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号 に掲げるもの (2) 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が5, 000 平方メートルを超えるもの			200 平方メー トル		
	C 地区	(1) 法別表第2 (は) 項第4号 に掲げるもの (2) 法別表第2 (に) 項第4号 及び第6号に 掲げるもの (3) 法別表第2 (ほ) 項第2号 に掲げるもの (4) 法別表第2 (る) 項第3号 及び第5号に 掲げるもの (5) 法別表第2			300 平方メー トル		

改 正 案

別表第2 (第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)

地区整備計画区域	地区	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの限度
略	略	略	略	略	略	略	略
下皆川・富田地区整備計画区域	A 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号 に掲げるもの			1, 0 00平方メー トル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(隅切り部分を除く。)及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるこ と。	20メートル なお、市道 <u>23015</u> 号線に接する敷地内における建築物の各部分の高さは、 <u>市道230</u> <u>15号線</u> の道路境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたもの以 下とする。
	B 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号 に掲げるもの (2) 物品販売業 を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超えるもの			200 平方メー トル		
	C 地区	(1) 法別表第2 (は) 項第4号 に掲げるもの (2) 法別表第2 (に) 項第4号 及び第6号に 掲げるもの (3) 法別表第2 (ほ) 項第2号 に掲げるもの (4) 法別表第2 (る) 項第3号 及び第5号に 掲げるもの (5) 法別表第2			300 平方メー トル		

現 行						
		(を) 項第4号に掲げるもの (6) 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が8,000平方メートルを超えるもの				葺いたものに限る。)
D 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号に掲げるもの			200 平方メートル		
略	略	略	略	略	略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) (1)に附属する施設			(1) <u>市道〇583号線</u> 以外の外周道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、2メートル以上とする。 (2) <u>市道〇583号線</u> の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、5メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部については、この限りでない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長	地盤面から30メートル以下とする。

改 正 案

		(を) 項第4号に掲げるもの (6) 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が8,000平方メートルを超えるもの				算いたものに限る。)	
D 地区	(1) 法別表第2 (に) 項第6号に掲げるもの			200 平方メートル			
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木駅南部地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) (1)に附属する施設				(1) <u>市道2100</u> 6号線以外の外周道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、2メートル以上とする。 (2) <u>市道2100</u> 6号線の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、5メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部については、この限りでない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長	地盤面から30メートル以下とする。

				現行
				<p>さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 車庫、倉庫 その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
B 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅 (2) 兼用住宅 (3) 寄宿舎 (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの (政令第130条の5に定めるものを除く。)</p>		200 平方メートル	<p>道路境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部については、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 車庫、倉庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>

改 正 案

					さの合計が3メートル以下であるもの イ 車庫、倉庫 その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 専用住宅 (2) 兼用住宅 (3) 寄宿舎 (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの (5) 前各号の建築物に附属するもの (政令第130条の5に定めるものを除く。)		200 平方メートル	道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部については、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 車庫、倉庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	地盤面から10メートル以下とする。	
千塚産 全 地 区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場		1,000平 方メー	地区境界線(隅切部分を除く。)までの距離は、2メートル以		

現

行

改 正 案

<p>業団地地区整備計画区域</p>	<p>(2) 倉庫 (3) 店舗(ただし、地区内で製造された工場製品の販売を目的とし、床面積500平方メートル以下の中のものに限る。) (4) 事務所 (5) 車庫 (6) 前各号の建築物に附属するもの (7) 変電施設</p>		トル	<p>上とし、道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。</p>	
<p>静戸中央西地区整備計画区域</p>	<p>全 地 区</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 工場(ただし、法別表第2(ぬ)項第1号に掲げるものを除く。) (2) 倉庫(ただし、法別表第2(ぬ)項第2号に掲げるものを除く。) (3) 事務所 (4) 車庫 (5) 前各号の建築物に附属するもの</p>		1, 0 00平 方メー トル	<p>地区境界線、道路境界線及び水路境界線(管理用道路を含む。)までの距離は、2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。</p>	<p>地盤面から 10メートル以下とす る。</p>

(藤岡総合支所地域まちづくり課)

議案第39号

栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市藤岡遊水池会館の中会議室を事務室に転用することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

使用料を納付する施設の区分から中会議室を削ること。（別表関係）

〔参考条文〕

議案第20号と同じ。

議案第39号（藤岡総合支所地域まちづくり課）

栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間当たり	250円	300円
中会議室	1時間当たり	150円	200円

改 正 案

別表（第8条関係）

区分	単位	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	1時間当たり	250円	300円

(学校教育課)

議案第40号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴う栃木県職員の給与の改定及び地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。（第1条関係）
- 2 市費負担教職員給料表を改めること。（別表第1関係）

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第40号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、任期を定めて採用する教職員（以下「市費負担教職員」という。）の任用、給与に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	150,900
2	152,400
3	153,900
4	155,400
5	157,100
6	159,000
7	160,800
8	162,600
9	164,400
10	166,500
11	168,500
12	170,500
13	172,500
14	174,700
15	176,900
16	179,100
17	181,400
18	184,000

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方公共団体の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教職員（以下「市費負担教職員」という。）の任用、給与に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	153,600
2	155,100
3	156,600
4	158,100
5	159,800
6	161,700
7	163,500
8	165,300
9	167,100
10	169,200
11	171,200
12	173,200
13	175,200
14	177,400
15	179,600
16	181,800
17	184,100
18	186,700

現 行

19	<u>186,500</u>
20	<u>189,000</u>
21	<u>191,500</u>
22	<u>193,200</u>
23	<u>194,900</u>
24	<u>196,600</u>
25	<u>198,100</u>
26	<u>199,700</u>
27	<u>201,300</u>
28	<u>202,800</u>
29	<u>204,500</u>
30	<u>206,200</u>
31	<u>207,900</u>
32	<u>209,600</u>
33	<u>211,100</u>
34	<u>212,800</u>
35	<u>214,500</u>
36	<u>216,200</u>
37	<u>217,700</u>
38	<u>219,400</u>
39	<u>221,100</u>
40	<u>222,800</u>
41	<u>224,600</u>
42	<u>226,400</u>
43	<u>228,200</u>
44	<u>229,900</u>
45	<u>231,800</u>

改 正 案

19	<u>189, 200</u>
20	<u>191, 700</u>
21	<u>194, 200</u>
22	<u>195, 900</u>
23	<u>197, 600</u>
24	<u>199, 300</u>
25	<u>200, 800</u>
26	<u>202, 400</u>
27	<u>204, 000</u>
28	<u>205, 500</u>
29	<u>207, 200</u>
30	<u>208, 900</u>
31	<u>210, 600</u>
32	<u>212, 300</u>
33	<u>213, 800</u>
34	<u>215, 500</u>
35	<u>217, 200</u>
36	<u>218, 900</u>
37	<u>220, 400</u>
38	<u>222, 100</u>
39	<u>223, 800</u>
40	<u>225, 500</u>
41	<u>227, 100</u>
42	<u>228, 800</u>
43	<u>230, 400</u>
44	<u>232, 000</u>
45	<u>233, 700</u>

現 行

46	<u>233, 500</u>
47	<u>235, 200</u>
48	<u>236, 900</u>
49	<u>238, 600</u>
50	<u>240, 300</u>
51	<u>242, 000</u>
52	<u>243, 600</u>
53	<u>244, 900</u>
54	<u>246, 600</u>
55	<u>248, 200</u>
56	<u>249, 900</u>
57	<u>251, 300</u>
58	<u>252, 800</u>
59	<u>254, 300</u>
60	<u>255, 800</u>
61	<u>257, 300</u>
62	<u>258, 800</u>
63	<u>260, 300</u>
64	<u>261, 700</u>
65	<u>263, 000</u>
66	<u>264, 600</u>
67	<u>266, 200</u>
68	<u>267, 700</u>
69	<u>269, 400</u>
70	<u>270, 900</u>
71	<u>272, 400</u>
72	<u>273, 900</u>

改 正 案

46	<u>235, 200</u>
47	<u>236, 600</u>
48	<u>238, 000</u>
49	<u>239, 400</u>
50	<u>240, 800</u>
51	<u>242, 300</u>
52	<u>243, 500</u>
53	<u>244, 700</u>
54	<u>246, 100</u>
55	<u>247, 400</u>
56	<u>248, 600</u>
57	<u>249, 900</u>
58	<u>251, 100</u>
59	<u>252, 200</u>
60	<u>253, 400</u>
61	<u>254, 800</u>
62	<u>256, 100</u>
63	<u>257, 300</u>
64	<u>258, 300</u>
65	<u>259, 300</u>
66	<u>260, 700</u>
67	<u>262, 200</u>
68	<u>263, 700</u>
69	<u>265, 300</u>
70	<u>266, 800</u>
71	<u>268, 300</u>
72	<u>269, 800</u>

現

行

73	<u>275,100</u>
74	<u>276,400</u>
75	<u>277,700</u>
76	<u>279,000</u>
77	<u>280,400</u>

改 正 案

73	<u>271,000</u>
74	<u>272,200</u>
75	<u>273,500</u>
76	<u>274,800</u>
77	<u>276,200</u>

(生涯学習課)

議案第41号

栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

集会所運営委員会を統合し、栃木市集会所運営委員会を置くことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市集会所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

集会所運営委員会を栃木市集会所運営委員会に改め、同委員会の定数を38人以内とすること。(第11条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第41号（生涯学習課）

栃木市集会所条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(集会所運営委員会)

第11条 集会所の円滑な運営に期するため、集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の名称、定数及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	定数	管轄区域
栃木市栃木集会所運営委員会	26人以内	合併前の栃木市の区域
栃木市大平集会所運営委員会	20人以内	合併前の大平町の区域
栃木市藤岡集会所運営委員会	14人以内	合併前の藤岡町の区域
栃木市岩舟集会所運営委員会	10人以内	編入前の岩舟町の区域

3～5 略

改 正 案

(栃木市集会所運営委員会)

第11条 集会所の円滑な運営に期するため、栃木市集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会は、委員38人以内をもって組織する。

3～5 略

(消防総務課)

議案第42号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

提案理由

消防業務に従事する職員の特殊勤務手当の見直し及び地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項の整理を行うこと。（第1条関係）
- 2 特殊勤務手当を支給すべき業務及び手当の額を改めること。

（第8条関係）

〔参照条文〕

議案第20号と同じ。

議案第42号（消防総務課）

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(消防業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 消防業務に従事する職員の特殊勤務手当は、はしご消防ポンプ自動車、通信、火災出動、救急等の業務に従事する職員及び救急救命士に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、それぞれの業務の特殊性に応じ、月額3,000円又は1回350円を超えない範囲において規則で定める。

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(消防業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 消防業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。

- (1) 火災、救助、自然災害その他の災害に出動し現場活動に従事したとき。
- (2) 救急業務に従事したとき。
- (3) 地上10メートル以上の高所において消防業務に従事したとき。
- (4) 潜水作業に従事したとき。
- (5) 緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。
- (6) 大型免許によるポンプ車等の機関員の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、それぞれの業務の特殊性に応じ、1回の勤務につき1,000円又は1回の出動につき1,000円を超えない範囲において規則で定める。

(予 防 課)

議案第43号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

消防法に基づく対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 グリドル付こんろに係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めること。(別表第3関係)
- 2 入力が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めること。
(別表第3関係)
- 3 規定の整理を行うこと。(別表第3関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第43号（予防課）

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

現 行

別表第3（第3条、第18条関係）

		種類	入力	離隔距離 (cm)					備考
				上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	25 0	20 0	30 0	20 0		注1：浴槽と離隔は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	15 0	15 0	20 0	15 0		
		使用温度が300℃未満のもの	—	10 0	10 0	10 0	10 0		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	25 0	20 0	30 0	20 0		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	15 0	10 0	20 0	10 0		
		使用温度が300℃未満のもの	—	10 0	50	10 0	50		
ふろがま	気体燃料 以外	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出しきのないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	15 <u>注1</u>	15	15	注1：浴槽と離隔は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
			内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	—	60	—	
	半密閉式	浴室 外設置	外がまでバーナー取り出しきのないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バー	—	15	15	15	

改 正 案

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離 (cm)					備考
				入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	200	
				150	150	200	150	150	
				100	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	200	
				150	100	200	100	100	
				100	50	100	50	50	
		使用温度が 300℃以上 800℃未 満のもの	—	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ っては42kW 以下)	—	15注	15	15	
				21kW以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ っては42kW 以下)	—	—	60	—	
				外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	—	15	15	15	
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃	半 密 閉 式	浴室 内 設 置	内がま	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ っては42kW 以下)	—	—	注: 浴槽 と離 隔 は0cm とす るが、合 成樹脂 浴槽(ポ リプロ ピレン 浴槽等) の場合は 2cmとす る。
					浴室外 設置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21kW以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ っては当該バ	—	

現 行

		ナーが 70 kW以下で あって、かつ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)				
外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	1 5	6 0	1 5	
内がま	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	1 5	6 0	—	
密閉式	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	2 <u>注1</u>	2	2	

改 正 案

	ナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)				
外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	15	60	15
内がま	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	15	60	—
密閉式	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ーナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが 2 1 kW以下)	—	2 <u>注</u>	2	2

現 行

		屋外用	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70 kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42 kW以下)	—	4.5 <u>注1</u>	4.5
			内がま	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42 kW以下)	—	—	—
	浴室 外設置		外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70 kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	4.5	4.5
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつも	—	4.5	4.5

改 正 案

		屋外用	21 kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70 kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	60	15	15	15
不 燃	半 密 閉 式	浴室 内 設置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は42 kW 以下)	—	4. 5 注	4. 5
			内がま	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は42 kW 以下)	—	—	—
	浴 室 外 設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は当該バ ーナーが70 kW以下であ って、かつ、 ふろ用バ ーナーが2 1 kW以下)	—	4. 5	—	4. 5
		外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	21 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも	—	4. 5	—	4. 5

現行

		のにあって は当該バー ナーが70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが2 1kW以下)				
内がま	21kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バー ナーが70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが2 1kW以下)	—	—	—	—	
密閉式	21kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バー ナーが70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ーナーが2 1kW以下)	—	2 <u>注1</u>	—	2	
屋外用	21kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バー ナーが70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ	30	4. 5	—	4. 5	

改 正 案

		のにあって は当該バ ナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ナーが 2 1 kW以下)					
	内がま	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ナーが 2 1 kW以下)	—	—	—	—	
	密閉式	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ ナーが 2 1 kW以下)	—	2 <u>注</u>	—	2	
	屋外用	2 1 kW以 下(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあって は当該バ ナーが 70 kW以下で あって、か つ、ふろ用バ	30	4. 5	—	4. 5	

現 行

				一ナ一が 2 1 kW以下)				
液体 燃料	不燃以外			3 9 kW以 下	6 0	1 5	1 5	1 5
	不燃			3 9 kW以 下	5 0	5	—	5
	上記に分類されないもの			—	6 0	1 5	6 0	1 5
温 風 暖 房 機 氣 体 燃 料	不 燃 以 外 · 不 燃	半 密 閉 式 · 密 閉 式	バ ーナ ーが隠 べい	強制対流型	1 9 kW以 下	4. 5	4. 5	6 0
	液体 燃料	半密閉式	強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	2 6 kW以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0
				温風を を超え 7 0 kW 以下	2 6 kWを 超え 7 0 kW 以下	1 0 0	1 5 0	1 0 注2
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	2 6 kW以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0
				強制排 気型	2 6 kW以 下	6 0	1 0 0	1 0 0
			密閉式	強制給 排気型	2 6 kW以 下	6 0	1 0 0	1 0 0
	不 燃	半密閉式	強 制 対 流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	7 0 kW以 下	8 0	5	—
				温風を 全周方 向に吹 き出す もの	2 6 kW以 下	8 0	1 5 0	1 5 0
				強制排 気型	2 6 kW以 下	5 0	5	—

注2：風道を用するものにあっては15cmとする。

改 正 案

				一ナ一が 2 1 kW以下)					
液体 燃料	不燃以外			3 9 kW以 下	6 0	1 5	1 5	1 5	
	不燃			3 9 kW以 下	5 0	5	—	5	
	上記に分類されないもの			—	6 0	1 5	6 0	1 5	
温 風 暖 房 機	气体 燃料 以外 ・ 不 燃	半密 閉式 ・ 密 閉式	バーナ ーが隠 ぺい	強制対流型	1 9 kW以 下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5
	液体 燃料	半密閉式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	2 6 kW以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5
				温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	2 6 kW以 下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5
				強 制 排 氣 型	2 6 kW以 下	6 0	1 0 0	1 0 0	1 0
				密閉式	強 制 給 排 気 型	2 6 kW以 下	6 0	1 0 0	1 0
				不 燃	半密閉式	強 制 対 流 型	温 風 を 前 方 向 に 吹 き 出 す も の	8 0	5
				温 風 を 全 周 方 向 に 吹 き 出 す も の	2 6 kW以 下	8 0	1 5 0	—	1 5 0
				強 制 排 氣 型	2 6 kW以 下	5 0	5	—	5

注1 : 風道を使用するものにあっては 15 cm とする。

注2 : ダクト接続型以外の場合にあっては 100 cm とする。

現 行

		密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの		—	10 0	60	60 注3	60
厨房設備	气体燃料 以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型	14 kW以下	10 0	15 注4	15	15 注4
			グリル付こんろ					
			据置型レンジ	21 kW以下	10 0	15 注4	15	15 注4
	不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型	14 kW以下	80	0	—	0
			グリル付こんろ					
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
		上記に分類されないもの		使用温	—	25	20	30 20

注3：ダクト接続型以外の場合には100cmとする

注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

改 正 案

		密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5	
		上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	
厨房設備	气体燃料 以外	開放式	組込型 <u>こんろ</u> <u>・グリル</u> <u>付こん</u> <u>ろ・グリ</u> <u>ドル付</u> <u>こんろ、</u> <u>キャビ</u> <u>ネット</u> <u>型こん</u> <u>ろ・グリ</u> <u>ル付こ</u> <u>んろ・グ</u> <u>リドル</u> <u>付こん</u> <u>ろ</u>	14 kW以下	100	15 注	15	15 注	
			据置型 レンジ	21 kW以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型 <u>こんろ</u> <u>・グリ</u> <u>ル付こ</u> <u>んろ・</u> <u>グリド</u> <u>ル付こ</u> <u>んろ、</u> <u>キャビ</u> <u>ネット</u> <u>型こん</u> <u>ろ・グ</u> <u>リル付</u> <u>こん</u> <u>ろ・グリ</u> <u>ドル付</u> <u>こんろ</u>	14 kW以下	800	—	0	—	0
			据置型 レンジ	21 kW以下	800	—	0	—	0
		上記に分類されないも	使用温	—	25	20	30	20	

現 行

			度が 8 0 0 ℃ 以上の もの		0	0	0	0	
			使用温 度が 3 0 0 ℃ 以上 8 0 0 ℃ 未満の もの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
			使用温 度が 3 0 0 ℃ 未満の もの	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0	
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料 不 燃 以 外	開放式	フード を付 け ない 場 合	7 kW以下	4 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			フード を付 ける 場合	7 kW以下	1 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
		半密閉式	1 2 kW超 え 4 2 kW 以下	—	1 5	1 5	1 5	1 5	
			1 2 kW以 下	—	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
		密閉式	4 2 kW以 下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
			屋外用	フードを 付 け ない 場 合	4 2 kW以 下	6 0	1 5	1 5	1 5
			フードを 付 ける場 合	4 2 kW以 下	1 5	1 5	1 5	1 5	
		開放式	フードを 付 け ない 場 合	7 kW以下	3 0	4 . 5	—	4 . 5	
			フードを 付 ける場 合	7 kW以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5	

改 正 案

ボイラー	气体燃料以外 不燃以外	開放式	度が 800℃以上 のもの		0	0	0	0
			使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が 300℃未満のもの	—	100	500	100	500
		半密閉式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		密閉式	42 kW以下	12 kWを超え 42 kW以下	—	15	15	15
				12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合	42 kW以下	60	15	15	15
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—
				フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—

現 行

液体燃料	半密閉式		42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	30	4.5	—	4.5	
			42 kW以下	10	4.5	—	4.5	
	不燃以外		12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15	
			12 kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃		12 kWを超える70 kW以下	50	5	—	5	
			12 kW以下	20	1.5	—	1.5	
	上記に分類されないもの		23 kWを超える	120	450	150	45	
			23 kW以下	120	300	100	30	
ストーブ	気体燃料以外	開放式 バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100 4.5	
	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5 注5	
	不燃	開放式 バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80 4.5	
	半	バーナー	自然対流型	19 kW以	60	4.	4.4.	

注5:熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。

改 正 案

				半密閉式	42 kW以下	—	4.5	—	4.5		
				密閉式	42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	42 kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15		
					12 kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12 kWを超える70 kW以下	50	5	—	5		
					12 kW以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの					23 kWを超える	120	45	15	45		
					23 kW以下	120	30	10	30		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注:熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
			不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5
				半	バーナー	自然対流型	19 kW以	60	4.	4.	4.

現 行

		密閉式 ・密閉式	ナ ー が 隠 べい		下		5	5	5		
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	15	100	15		
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	150	100	150	100			
乾燥設備	気体燃料以外	開放式		衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		開放式		衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のものの	—	100	50	100		
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		

改 正 案

		密閉式 ・密閉式	ナ一 が隠 ペイ		下		5	5 注	5	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	150	100	150	
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	
乾燥設備	気体燃料以外	開放式		衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		開放式		衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5	
	不燃	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	30	

現 行

簡易湯沸設備	気体燃料 不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式		12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	12 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15	15	
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5	4.5	

改 正 案

				の							
簡易湯沸設備	气体燃料 不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式			12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型		12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合	12 kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15	15		
		開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5		

現 行

液体燃料	半密閉式			12 kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外用	フードを付けない場合		12 kW以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合		12 kW以下	10	4.5	—	4.5
	不燃以外				12 kW以下	40	4.5	15
		不燃			12 kW以下	20	1.5	1.5
給湯器 湯沸設備	気体燃料	不燃以外	常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	—	15	15
			瞬間型		12 kWを超える70 kW以下	—	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12 kWを超える70 kW以下	—	0	—
			壁掛け型、据置型		12 kWを超える70 kW以下	4.5	4.5	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12 kWを超える42 kW以下	60	15	15
			フードを付けた場合		12 kWを超える42 kW以下	15	15	15

改 正 案

		半密閉式	12 kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型	12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	12 kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5
液体燃料		不燃以外		12 kW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃		12 kW以下	20	1.5	—	1.5
給湯器 湯沸設備	気体燃料以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超える42 kW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12 kWを超える70 kW以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超える42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	12 kWを超える70 kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12 kWを超える70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12 kWを超える42 kW以下	15	15	15	15

現 行

		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12 kWを超える70 kW以下	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型		12 kWを超える70 kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型	12 kWを超える70 kW以下	—	0	—	0
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超える42 kW以下	12 kWを超える42 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12 kWを超える42 kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超える70 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12 kWを超える70 kW以下	10	4.5	—	4.5
	不燃以外			12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15
		不燃		12 kWを超える70 kW以下	50	5	—	5
液体燃料	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15

改 正 案

		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	12 kWを超える70 kW以下	15	15	15	15	
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
		瞬間型		12 kWを超える70 kW以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式		常圧貯蔵型		12 kWを超える42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12 kWを超える70 kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	12 kWを超える70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	12 kWを超える42 kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12 kWを超える42 kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超える70 kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12 kWを超える70 kW以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料		不燃以外		12 kWを超える70 kW以下	60	15	15	15	
		不燃		12 kWを超える70 kW以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	

現 行

移動式ストーブ	気体燃料 以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	300	100	45
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	45	45
				強制対流型	7 kW以下	45	45	60	45
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	45
				全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	45	45
				強制対流型	7 kW以下	45	45	60	45
	液体燃料 以外	開放式	放射型		7 kW以下	100	500	100	20
					7 kWを超 え 12 kW 以下	150	100	100	100
					7 kW以下	100	50	50	50
			強制対流型 温風を 前方向 に吹き 出すも の		12 kW以 下	100	15	100	15
					7 kWを超 え 12 kW 以下	100	150	150	150
					7 kW以下	100	100	100	100
	不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5
					7 kWを超 え 12 kW 以下	120	100	—	100
			自然対流 型		7 kW以下	80	30	—	30
					12 kW以	80	5	—	5

改 正 案

移動式ストーブ	気体燃料 以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	45	<u>注1</u> : 熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
				自然対流型	7 kW以下	100	45	45	45	
				強制対流型	7 kW以下	45	45	60	45	
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	45	<u>注2</u> : 方向性を有するものにあっては100cmとする。
				全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	45	45	45	
				強制対流型	7 kW以下	45	45	60	45	
液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	7 kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型	7 kWを超える12 kW以下	150	100	100	100	
				7 kW以下	100	50	50	50		
			強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超える12 kW以下	100	150	150	150	
				7 kW以下	100	100	100	100		
	不燃	開放式	放射型	7 kW以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7 kWを超える12 kW以下	120	100	—	100	
			強制対流型 温風	7 kW以下	80	30	—	30		
				12 kW以下	80	5	—	5		

現 行

				制 対 流 型	を前方 向に吹 き出す もの	下					
					温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7 kWを超 え 12 kW 以下	80	15 0	—	15 0	
						7 kW以下	80	10 0	—	10 0	
					固体燃料	—	10 0	50 <u>注6</u>	50 <u>注6</u>	50 <u>注6</u>	
調理用器具	气体燃料以外	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5. 8 kW以 下	10 0	15	1.5	15		
				卓上型 こんろ (2口 以上) <u>卓上グ</u> <u>リル付</u> <u>こんろ</u>	14 kW以 下	10 0	15 <u>注4</u>	1.5	15 <u>注4</u>		
				バーナ ーが隠 ぺい	卓上型 グリル	7 kW以下	10 0	15	1.5	15	
				加熱 部が開 放	卓上型 オーブ ン・グ リル (フ ードを付 けない 場合)	7 kW以下	50	4. 5	4. 5	4. 5	
					卓上型	7 kW以下	15	4.	4.	4.	

注6 : 方
向性を
有する
ものに
あって
は 10
0 cm
とす
る。

改 正 案

				制対流型	を前方 に向いて吹 き出す もの	下						
					温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7 kWを超 え 12 kW 以下	80	15 0	—	15 0		
						7 kW以下	80	10 0	—	10 0		
					固体燃料	—	10 0	50 <u>注2</u>	50 <u>注2</u>	50 <u>注2</u>		
調理用器具	气体燃料以外	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1 口)	5.8 kW以 下	10 0	15	15	15		
					卓上型 こんろ (2口 以 上)・グ リル付 こん ろ・グ リドル 付こん ろ	14 kW以 下	10 0	15 <u>注</u>	15	15 <u>注</u>		
				バーナ ーが隠 ぺい	加熱部 が開放	卓上型 グリル	7 kW以下	10 0	15	15	15	
					加熱部 が隠 ぺい	卓上型 オープ ン・グ リル (フ ードを付 けない 場合)	7 kW以下	50	4. 5	4. 5	4. 5	
						卓上型	7 kW以下	15	4.	4.	4.	

注：機器
本体上方の側
方又は後方の離
隔距離を示す。

現 行

			オープ ン・グ リル (フ ードを付 ける場 合)			5	5	5
			炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	4. 7 kW以 下	30	10	10	10
			圧力調 理 器 (内 容 積10 リット ル以 下)	—	30	10	10	10
不 燃	開 放 式	バーナーが露 出	卓上型 こんろ (1口)	5. 8 kW以 下	80	0	—	0
			卓上型 こんろ (2口 以上) <u>卓上型</u> <u>グリル</u> <u>付こん</u> <u>ろ</u>	14 kW以 下	80	0	—	0
			バーナー が隠 れ てい る	卓上型 グリル	7 kW以下	80	0	—
			加 熱 部 が 開 放	卓上型 グリル	7 kW以下	30	4. 5	4. 5
			加 熱	卓上型 オープ ン	7 kW以下	30	4. 5	4. 5

改 正 案

			オープ ン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)		5	5	5
			炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	4.7 kW以 下	30	10	10
			圧力調 理 器 (内容 積10 リット ル以 下)	—	30	10	10
不 燃	開 放 式	バーナーが露 出	卓上型 こんろ (1口)	5.8 kW以 下	80	0	—
			卓上型 こんろ (2口 以上) ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ	14 kW以 下	80	0	—
		バーナー が隠 れ る	卓上型 グリル	7 kW以下	80	0	—
			加熱 部 が 開 放	卓上型 オープ	7 kW以下	30	4. 5
			加熱	卓上型 オープ	7 kW以下	30	4. 5

現 行

		部 が 隠 べ い	ン・グ リル (フードを付けない場合)						
		卓上型 オープ ン・グ リル (フードを付 ける場合)	7 kW以下	1 0	4 . 5	—	4 . 5		
		炊飯器 (炊飯容量4 リットル以下)	4 . 7 kW以 下	1 5	4 . 5	—	4 . 5		
		圧力調 理 器 (内容積10 リットル以下)	—	1 5	4 . 5	—	4 . 5		
移 動 式 こ ん ろ	液体 燃 料	不燃以外	6 kW以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5		
		不燃	6 kW以下	8 0	0	—	0		
		固体燃料	—	1 0 0	3 0	3 0	3 0		
電 気 温 風 器	電 氣	不燃以外	2 kW以下	4 . 5 <u>注7</u>	4 . 5 <u>注7</u>	4 . 5 <u>注7</u>	4 . 5 <u>注7</u>		<u>注7</u> : 溫 風の吹 き出し 方向に あつて は60 cmと する。
		不燃	2 kW以下	0 <u>注7</u>	0 <u>注7</u>	— <u>注7</u>	0 <u>注7</u>		

改 正 案

部 が 隠 べ い	ン・グ リル（ フード を付 け ない場 合）						
	卓上型 オーブ ン・グ リル（ フード を付 ける場 合）	7 kW以下	10	4. 5	—	4. 5	
	炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4. 7 kW以 下	15	4. 5	—	4. 5	
	圧力調 理 器 (内容 積10 リット ル以下)	—	15	4. 5	—	4. 5	
移 動 式 こ ん ろ	液体 燃 料	不燃以外	6 kW以下	10 0	15	15	15
		不燃	6 kW以下	80	0	—	0
	固体燃料	—	10 0	30	30	30	
電 気 温 風 器	電 氣	不燃以外	2 kW以下	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	注: 温風 の吹き 出し方 向にあ っては 60 c mとす る。
		不燃	2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注

現 行

電 氣 二 ん ろ	電 氣	<u>不燃以外</u>	<u>4. 8 kW以 下(1口当た り2 kWを 超え3 kW 以下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>注8:機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離 (發熱 体の外 周から の距離) を 示す。</u>
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kWを 超え2 kW 以下)</u>	<u>—</u>	<u>2 0 注8</u>	<u>—</u>	<u>2 0 注8</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kW以 下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>—</u>	<u>1 5 注8</u>	<u>—</u>	<u>1 5 注8</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kW以 下)</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注8</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注8</u>	
			<u>不燃</u>	<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>8 0 —</u>	<u>0 0 注8</u>	<u>— —</u>	<u>0 0 注8</u>
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り2 kWを 超え3 kW 以下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kWを 超え2 kW 以下)</u>	<u>—</u>	<u>2 0 注8</u>	<u>—</u>	<u>2 0 注8</u>	
電 氣 レ ン ジ	電 氣	<u>不燃以外</u>	<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kW以 下)</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注9</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注9</u>	<u>注9:電 氣レン ジでこ んろ部 分が電 磁誘導 加熱式 調理器 の場合 の本体 上方の 側方又 は後方 の距離 (發熱 体の外 周から の距離) を 示す。</u>
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kWを 超え2 kW 以下)</u>	<u>—</u>	<u>1 5 注8</u>	<u>—</u>	<u>1 5 注8</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kW以 下)</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注9</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注9</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り1 kWを 超え2 kW 以下)</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注8</u>	<u>—</u>	<u>1 0 注8</u>	
			<u>不燃</u>	<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>8 0 —</u>	<u>0 0 注8</u>	<u>— —</u>	<u>0 0 注8</u>
			<u>4. 8 kW以 下(1口当た り2 kWを 超え3 kW 以下)</u>	<u>1 0 0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
電 磁 誘	電 氣	<u>不燃以外</u>	<u>こんろ形 態のもの</u>	<u>4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)</u>	<u>1 0 —</u>	<u>2 1 0</u>	<u>2 —</u>	<u>2 1 0</u>

改 正 案

電 気 調 理 用 機 器	不 燃	電 気 こ ん ろ、電 気 レ ンジ、電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。)	4. 8 kW以 下(1口当た り2 kWを 超え3 kW 以下)	1 0 0	2 2 0 注1	2 —	2 2 0 注1	注1: 機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 (こ ん ろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い 場 合 に お け る 発 熱 体 の 外 周 か ら の 距 離) を示 す。 注2: 機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 (こ ん ろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の 場 合 に お け る 発 熱 体 の 外 周 か ら の 距 離) を示 す。
			4. 8 kW以 下(1口当た り1 kWを 超え2 kW 以下)	1 0 0	2 1 5 注1	2 —	2 1 5 注1	
			4. 8 kW以 下(1口当た り1 kW以 下)	1 0 0	2 1 0 注1 注2	2 —	2 1 0 注1 注2	
			5. 8 kW以 下(1口当た り3. 3 kW 以下)	1 0 0	2 1 0 注2	2 —	2 1 0 注2	
			4. 8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)	8 0	0 0 注1 注2	— —	0 0 注1 注2	
			5. 8 kW以 下(1口当た り3. 3 kW 以下)	8 0	0 0 注2	— —	0 0 注2	

現 行

導 加 熱 式 調 理 器	電 氣	不燃	下)		注 8		注 8	注 10: 排気口 面にあ つては 10 c mとす る。
			こんろ形 態のもの	4.8 kW以 下(1口当た り3 kW以 下)	8 0	0	—	
電 氣 天 火	電 氣	不燃以外		2 kW以下	1 0	4. 5注 10	4. 5注 10	4. 5注 10
		不燃		2 kW以下	1 0	4. 5注 10	—	4. 5注 10
電 子 レ ン ジ	電 氣	不燃以外	電熱装置 を有する もの	2 kW以下	1 0	4. 5注 10	4. 5注 10	4. 5注 10
		不燃	電熱装置 を有する もの	2 kW以下	1 0	4. 5注 10	—	4. 5注 10
電 氣 ス ト ー ブ	電 氣	不燃以外	前方放射 型(壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)	2 kW以下	1 0 0	3 0	1 0 0	4. 5
			全周放射 型(壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)	2 kW以下	1 0 0	1 0	1 0 0	1 0 0
			自然対流 型(壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)	2 kW以下	1 0 0	4. 5	4. 5	4. 5
		不燃	前方放射 型(壁取 付式及び 天井取付 式のもの	2 kW以下	8 0	1 5	—	4. 5

改 正 案

電 氣 天 火	電 氣	不燃以外		2 kW以下	1 0	4 . 5注	4 . 5注	4 . 5注
		不燃		2 kW以下	1 0	4 . 5注	—	4 . 5注
電 子 レ ン ジ	電 氣	不燃以外		電熱装置 を有する もの	2 kW以下	1 0	4 . 5注	4 . 5注
		不燃		電熱装置 を有する もの	2 kW以下	1 0	4 . 5注	4 . 5注
電 氣 ス ト ー ブ	電 氣	不燃以外		前方放射 型 (壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)	2 kW以下	1 0 0	3 0	1 0 0
		全周放射 型 (壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)			2 kW以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0
		自然対流 型 (壁取 付式及び 天井取付 式のもの を除く。)			2 kW以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5
		不燃		前方放射 型 (壁取 付式及び 天井取付 式のもの	2 kW以下	8 0	1 5	—

現 行

		を除く。)					
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	8 0	8 0	—	8 0
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	8 0	0	—	0
電 氣 乾 燥 器	電 氣	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—
電 氣 乾 燥 機	電 氣	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4 . 5 注 1 1	0 注 1 2	—注 1 2
電 氣 溫 水 器	電 氣	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	1 0 kW以下	4 . 5	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有する	1 0 kW以下	0	0	—

注 1 1 :
前面に排気口を有する機器にあっては0 cmとする。

注 1 2 :
排気口面にあっては4.5 cmとする

改 正 案

		を除く。)					
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	8 0	8 0	—	8 0
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	8 0	0	—	0
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4 . 5 <u>注1</u>	0 <u>注2</u>	— <u>注2</u>
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	1 0 kW以下	4 . 5	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有する	1 0 kW以下	0	0	—

注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。

注2：排気口面にあつては4.5cmとする。

現	行
もの	

備考

- 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火氣設備等又は対象火氣器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火氣設備等又は対象火氣器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

改 正 案

もの

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火氣設備等又は対象火氣器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火氣設備等又は対象火氣器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

(固定資産評価審査委員会)

議案第44号

栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正することについて、議会
の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

- (1) 情報通信の技術利用に関する手続を定めること（第6条関係）
- (2) 手数料の額等を定めること。（第10条及び第11条関係）

2 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。（第1条関係）

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第44号（固定資産評価審査委員会）

栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正】

(審査の申出)

第4条 略

2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所
- (2) 審査の申出の趣旨及び理由
- (3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
- (4) 審査の申出の年月日

3～5 略

(書面審理)

第6条 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 略

改 正 案

【栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正】

(審査の申出)

第4条 略

2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 審査の申出の趣旨及び理由

(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨

(5) 審査の申出の年月日

3～5 略

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 略

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び

現

行

(議事についての調書)

第10条 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

改 正 案

次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

- 2 手数料は、書面を交付したとき、納付書により徴収する。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事由を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(議事についての調書)

第12条 略

(決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が

現

行

2 略

第12条～第14条 略

改 正 案

記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

2 略

第14条～第16条 略

現 行

【行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正】

(栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成22年栃木市固定資産評価審査委員会告示第1号」を「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成25年栃木市固定資産評価審査委員会告示第2号」に改める。

第4条第3項中「あるとき」を「ある場合」に、「したとき」を「した場合」に、「するとき」を「する場合」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条第3項」に改める。

改 正 案

【行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正】

(栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成22年栃木市固定資産評価審査委員会告示第1号」を「栃木市固定資産評価審査委員会規程（平成25年栃木市固定資産評価審査委員会告示第2号」に改める。

第4条第3項中「あるとき」を「ある場合」に、「したとき」を「した場合」に、「するとき」を「する場合」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改める。

(農業委員会事務局)

議案第45号

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員の報酬を改定するとともに、新設される農地利用最適化推進委員の報酬を定めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員の報酬（年額）を次のとおり改定すること。（第1条関係）
- 2 農地利用最適化推進委員の報酬（年額）を次のとおり定めること。
(第1条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第45号（農業委員会事務局）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第1条関係）

職名	報酬の額		
略	略		
農業委員会	会長	年額	<u>756,000</u> "
	会長職務代理者	"	<u>552,000</u> "
	委員	"	<u>480,000</u> "
略	略		

改 正 案

別表（第1条関係）

職名	報酬の額		
略	略		
農業委員会	会長	年額	<u>1, 020, 000〃</u>
	会長職務代理者	〃	<u>720, 000 〃</u>
	委員	〃	<u>600, 000 〃</u>
	農地利用最適化推進委員	〃	<u>300, 000 〃</u>
略	略		

(高齢福祉課)

議案第46号

都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条

例を廃止する条例の制定について

提案理由

都賀町老人在宅介護支援センターを廃止するため、都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第20号と同じ。

(道路課)

議案第47号

市道路線の廃止について

提案理由

合併後再編することとされていた道路台帳につき、各地域において異なる表示及び重複をしていた市道路線を一括して見直しを行うことに伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(道 路 課)

議案第 48 号

市道路線の認定について

提案理由

合併後再編することとされていた道路台帳につき、各地域において異なる表示及び重複をしていた市道路線を一括して見直しを行うことに伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定することについて、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4項の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(地域医療対策室)

議案第49号

財産の無償貸付けについて

提案理由

とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

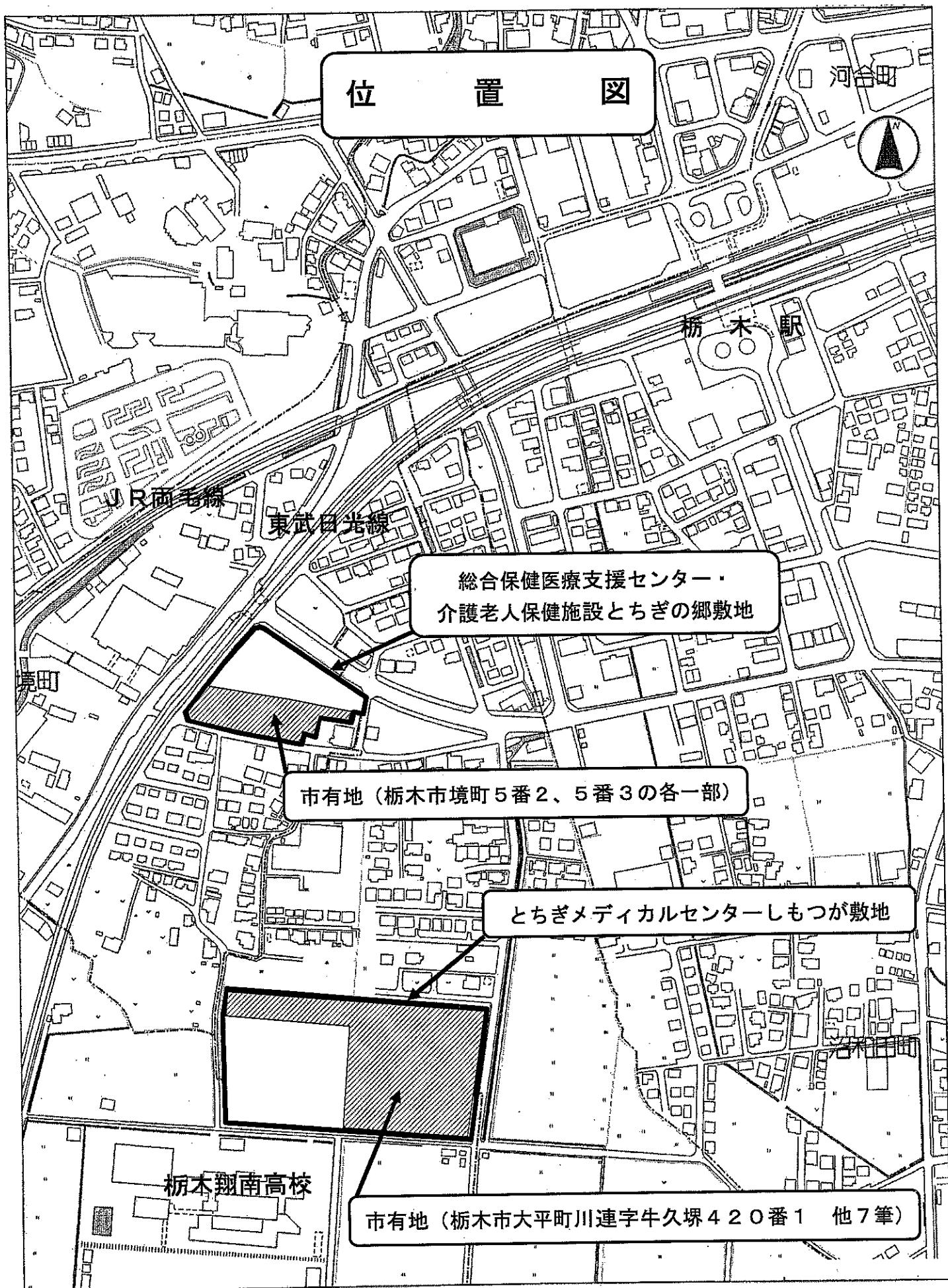
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

(参考)

所 在	地 番	地 目	面積 (m ²)
栃木市大平町川連字牛久堺	420 番 1	宅地	2,926.14
栃木市大平町川連字牛久堺	420 番 3	宅地	896.74
栃木市大平町川連字牛久堺	421 番 1	宅地	2,701.43
栃木市大平町川連字牛久堺	422 番 1	宅地	1,094.59
栃木市大平町川連字牛久堺	423 番 1	宅地	1,745.50
栃木市大平町牛久字皂角子戸	471 番 18	宅地	1,717.29
栃木市大平町牛久字皂角子戸	472 番 4	宅地	1,621.97
栃木市大平町牛久字皂角子戸	472 番 5	宅地	80.39
小 計			12,284.05
栃木市境町	5番2の一部	宅地	3,739.92
栃木市境町	5番3の一部	宅地	410.67
小 計			4,150.59
合 計			16,434.64

位 置 図



(健康増進課)

議案第 50 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を栃木市医師会に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 1 ~ 5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(職 員 課)

議案第 51 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

教育委員会委員 7 名のうち、筑比地幸子氏が平成 28 年 5 月 18 日をもつて任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

西脇 はるみ 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡 5070 番地

生年月日 昭和 32 年 5 月 6 日

主 な 経 歴

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 52 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
について

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、諏訪 晃氏が平成 28 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

諫 訪 晃 氏 の 略 歴

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

生年月日 昭和19年1月3日

、 主 な 経 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 5 3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、町田郁夫氏が平成 28 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 5 2 号と同じ。

石崎政男氏の略歴

住 所 栃木市大平町下高島539番地2

生年月日 昭和25年11月6日

主な経歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 54 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、三柴力夫氏が平成 28 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

議案第 52 号と同じ。

高 際 一 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町赤麻404番地1

生年月日 昭和30年1月26日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 55 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるごとに
ついて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、柏倉喜三久氏が平成 28 年 5 月 1
7 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会
委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 52 号と同じ。

柏 倉 喜三久 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町大柿 209 番地 2

生年月日 昭和 22 年 9 月 12 日

主 な 経 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 31 名のうち、大橋光男氏が平成 28 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参考条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第 2 条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることとなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

大橋光男氏の略歴

住所 栃木市藤岡町藤岡 5112 番地 1

生年月日 昭和 23 年 7 月 15 日

主な経歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 5 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 31 名のうち、小林純子氏が平成 28 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参考条文]

議案第 5 6 号と同じ。

小林純子氏の略歴

住所 栃木市藤岡町都賀459番地

生年月日 昭和26年6月7日

主な経歴

[マスキングされたテキスト]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 58 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 31 名のうち、大竹義彦氏が平成 27 年 10 月 31 日をもって退任したので、後任委員の候補者に発生川壯氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 56 号と同じ。

癸 生 川 莊 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大宮町 1572番地2

生年月日 昭和22年4月13日

主 な 經 歴

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

